

令和4年1月6日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、寝屋川石田ボクシングジム（以下「寝屋川石田ジム」という）所属ボクサーである石脇麻生（ライセンスNo.47132）選手を令和 3 年 12 月 30 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

また、オーバーウエイトに関する規定に基づきファイトマネーの 20%を制裁金として JBC は徴収する。

理由： 寝屋川石田ジム石脇麻生選手は、令和 3 年 12 月 31 日の試合の前日計量において 0.3kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は石脇麻生選手を令和 3 年 12 月 30 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、寝屋川石田ジムの会長である石田順裕（ライセンスNo.30710）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、石田順裕氏が上記記載の事実について会長としての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション